

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

国において、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うために給付金を支給することが決定されたことを受け、堺市では、5 月末から対象児童 1 人当たり現金 5 万円の支給を開始します（令和 5 年第 2 回市議会へ補正予算案を提案し、可決された場合を前提とします）。

1 支給対象者

(1) ひとり親世帯分

- ①令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けている方【申請不要】
- ②公的年金等を受給していることにより、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方【要申請】
- ③令和 5 年 3 月分の児童扶養手当は受給していないが、食事等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方【要申請】

(2) ひとり親世帯以外の子育て世帯分

- ①令和 4 年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給した方【申請不要】
※令和 5 年 3 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日に出生した児童については要申請。
- ②平成 17 年 4 月 2 日（障害児の場合、平成 15 年 4 月 2 日）～令和 6 年 2 月 29 日に出生した児童を養育する父母等であって、直近の収入の家計が急変し、住民税非課税相当の収入の方【要申請】

2 支給開始

- (1) ひとり親世帯分 5 月末から（申請不要の場合）
- (2) ひとり親世帯以外の子育て世帯分 5 月末から（申請不要の場合）

※申請が必要な方の申請開始時期は令和 5 年 6 月中旬以降となる見込み。申請後、審査を経て概ね 1 か月～2 か月後に支給予定。

3 その他

今後内容等が変更になる場合があります。詳細が決まり次第、堺市ホームページや市広報紙等でお知らせします。
(堺市ホームページ)

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/kosodatekankyo/kosodate/R5_kosodates/eitaikyuuuhukin.html

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
電 話：072-228-7331
ファックス：072-228-8341